

2025 年 5 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2025 年 5 月 28 日にウェブ会議で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2025 年 5 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Huaxin Xu
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会（AASB）及びニュージーランド報告審議会（XRB）	Carolyn Cordery
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）	Abdulrahman Alrazeen
エフラグ（EFRAG）	Sebastián Harushimana
フランス国家会計基準局（ANC）	Robert Ophèle
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体（OIC）	Tommaso Fabi
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Seema Jamil-O'Neill
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	— ¹
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capiscioltto
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo

（IASB 参加者）

Andreas Barckow 議長（ASAF の議長）、Linda Mezon-Hutter 副議長、担当スタッフ

¹ 発言がなかったため、参加を確認できなかった。

2025 年 5 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
財務諸表における気候関連及びその他の不確実性	90 分	90 分	3

今後の日程(予定)

2025 年 7 月 7 日-8 日（対面会議）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか IFRS 適用課題対応専門委員会において検討を行った。

II. 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は 2024 年 7 月 31 日に公表した公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」（以下「本公開草案」という。）に関して、2025 年 2 月以降コメント・レターのフィードバック分析を開始しており、2025 年 4 月の IASB ボード会議に引き続き、5 月の IASB ボード会議でもフィードバックを踏まえた、IASB スタッフの予備的提案について審議している。
4. IASB では、ASAF 会議等での協議を踏まえて、2025 年 6 月の IASB ボード会議でプロジェクトの方向性を決定すること等を計画しており、ASAF 会議における本セッションの目的は、アジェンダ・ペーパー（AP）1 における以下の予備的提案について ASAF メンバーに意見を求めることとされている。

1	IASB は、設例 5 を除き、本公開草案で提案された設例を、IFRS 会計基準に付属する設例に含める形で公表する。
2	IASB は、設例を開発するアプローチは維持するものの、回答者が指摘した特定の懸念に対応していくつかの変更を設例に対して行う。
3	IASB は、気候関連及びその他の不確実性を含むというプロジェクトの目的は維持するものの、追加的な設例は開発しない。
4	IASB は、つながりのある財務報告を促進する上で行うべき追加的な作業の優先順位に関しては、第 4 次アジェンダ協議においてフィードバックを求める。
5	IASB は、IFRS 会計基準に付属する設例に含めるだけでなく、設例をグループ化し、単一文書として公表する。

5. ASAF メンバーへの質問事項は以下のとおりである。
 - (1) 前項の IASB スタッフの予備的提案及び 2025 年 5 月の IASB ボード会議の資料アジェンダ・ペーパー14 について、意見又は質問はあるか。
 - (2) 設例の変更案（AP1G）について、意見又は質問はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（設例を IFRS 会計基準に付属する設例に含めることについて（予備的提案 1））

- (1) 本プロジェクトの目的は、IASB が財務諸表の内部と外部の情報間のつながりの改善を検討することにある。IASB は検討の結果、現行の IFRS 会計基準は適切であるため改訂する必要はないが、説明のための設例を設けるとしたこと及び設例であるため発効日や経過措置を定めないという結論に至ったものと理解している。しかし、この結論に基づいた場合には、強制力のない設例を追加することを通じて実務を変更するのは妥当ではないと考える。また IASB が強制力のない設例によって IFRS 会計基準の新たな解釈や特定の解釈を示すのも適切ではないと考える。（ASBJ）
- (2) 設例を IFRS 会計基準に組み込むことなく、強制力のない設例として公表することによって法域を超えて実務を変更できるのかは非常に疑問である。
- (3) 設例が例示というよりも実質的に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）第 31 項や IAS 第 1 号第 125 項の適用に関するガイダンスとして用いられる可能性があるため、本プロジェクトではデュー・プロセスを経て IFRS 会計基準の設定を行うべきであると考ええる。
- (4) 本プロジェクトが重要ならば、デュー・プロセスの観点から IFRS 会計基準の設定を行い、当該会計基準の中核に据えるべきである。設例により実務が変更される可能性があるため、基準設定を行わずに IFRS 会計基準に付属する設例とすることは適切ではないと考える。
- (5) 公開草案に対するコメント・レター提出時には、一部の設例については設例の設定に並行して関連する IFRS 会計基準の設定が必要であると考えていたが、現時点では地域における論調が変化し、設例の設定に並行して関連する IFRS 会計基準の設定を即時に行う必要はないと考えている。ただし、設例によって実務が変更され得ることについて、IASB がデュー・プロセスを遵守していないとして設例の廃止とプロジェクトの延期を求める意見と、プロジェクトの継続を支持する意見が混在している。
- (6) IFRS 会計基準に付属する設例とする提案に賛成する。また、2025 年度の財務諸表の作成に向けて、2025 年 10 月末までに設例の最終化を図る方針にも賛成する。
- (7) 地域のメンバーの中には、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の文脈における測定及び認識要件に関する適用上の課題について、IASB が追加のガイダンスを提供することを提案するものもいる。
- (8) 設例を IFRS 会計基準に含めるアプローチを採用すればデュー・プロセスが遵守され

ていないのではないかという懸念は解消され则认为られるが、IASB がこのアプローチを採用しなかった理由を教えて欲しい。

- (9) (上記(8)の発言に関して) 本プロジェクトについて、IASB は公開草案を作成、IFRS 解釈指針委員会におけるアジェンダ決定の通常のコメント期間 (60 日間) よりも長期のコメント期間 (120 日間) を設けて意見を募る等、IFRS 会計基準の改正と同様の厳格なデュー・プロセスを実施した。その上で、アプローチの変更の要否に関するフィードバックも総合的に判断した結果、変更は必要ないという結論に至った。(IASB Barckow 議長)
- (10) 実務を変更するものが、全て会計基準の改正に起因するわけではなく、会計基準の適用の変更によって実務が変更される場合もあると认为られる。本プロジェクトでは設例を通じて基準設定主体である IASB が考えている適用方法を明確にすることを意図している。そのため、IASB が考えている適用方法と異なる適用をしている場合には実務の変更につながる一方、同様の適用をしている場合には実務の変更は生じないと认为られる。IASB は本プロジェクトにおいて IFRS 会計基準を改正することなく、実務を変更することによって一部の利害関係者から指摘された財務諸表の内外の情報の不一致の軽減を図ることを目指している。(IASB Barckow 議長)
- (11) IASB が強制力を有さない設例により実務の変更を図る結果、IFRS 会計基準の中で、規範性を有するものと規範性を有さないものの違いが分かりづらくなり混乱を生むだろうと考える。
- (12) 既存の IFRS 会計基準は必要な要求事項をカバーしていると考えているため、本プロジェクトでは IFRS 会計基準自体は改正せずに、実務を変更することを意図している。ただし、利害関係者とのコミュニケーションについては改善が必要であるとする。(IASB スタッフ)

(設例の修正案について (予備的提案 2))

設例 1 及び設例 2 について

- (13) IAS 第 1 号第 31 項を参照する設例 1 及び設例 2 について、本公開草案からの修正は当法域における IAS 第 1 号第 31 項の多数派の解釈と整合しているが、異なる解釈も存在するため、IASB が設例を用いて新たに特定の解釈を示すことになり、適切ではないと考える。(ASBJ 他)
- (14) 地域のメンバーは、設例の草案が全体にわたって改善されたことを認め、高く評価し

ている。ただし、設例 1 と設例 2 に関しては、明瞭性を高めるためにさらなる見直しを検討するよう提案するメンバーもいる。

- (15) 設例 1 と設例 2 に関し、IASB スタッフが本公開草案 BC32 項を修正し、企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用しているか否かに関わらず財務諸表において重要な情報を開示すべきことを明確化する提案をしているが、本公開草案 BC30 項の第一段落では、企業は、財務諸表外の一般目的財務報告書における開示を行う際に、どの情報が重要であるかを判断する事実を考慮するとされている。そのため、本公開草案 BC32 項の修正案と矛盾している可能性があるため、IASB はこれらの不整合を解消すべきと考える。
- (16) 設例 1 及び設例 2 の修正案第 1.7 項について、IAS 第 1 号第 31 項の適用が任意であるかのような表現になっているため、修正すべきと考える。また、「戦略的な重要性」について、その意味が不明確であると考ええる。
- (17) 設例 1 及び設例 2 の修正案について、フィードバックを適切に反映し、改善していると考えられるが、定型的な開示を回避するために IAS 第 1 号第 17 項 (c) を参照規定として残すべきであると考ええる。
- (18) 設例 1 と設例 2 について、報告内容の不一致など報告内容に過度の焦点が当てられているが、強制的な報告制度がない法域もあることから、リスクに焦点を当てるべきであると考ええる。また、設例 2 の「影響がない」旨の開示について、IFRS 実務記述書（以下「実務記述書」という。）第 2 号「重要性の判断の行使」の定めを参照しているが、実務記述書は多くの法域で承認されておらず、その内容が十分に周知されていないため、設例が実務に重大な変更を生じさせる可能性があると考えられる。

設例 4（IAS 第 1 号第 125 項）について

- (19) IAS 第 1 号第 125 項を参照する設例 4 について、IAS 第 1 号第 125 項の解釈について多様な見解が存在する中、IASB が設例を用いて特定の解釈を示すことになるため、適切ではないと考える。（ASBJ 他）

設例 5 について

- (20) 設例 5 について、事実パターンが非現実的であるため設例を削除することに賛成する。
- (21) 設例 5 は気候変動に直接関連しない影響を実際に示す数少ない設例であるため、設例を削除するのではなく、フィードバックを踏まえて必要な修正を行うべきであると考え

える。

その他の設例について

- (22) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」についての設例 7 の修正案について基本的には賛成するが、重要性についての記載を修正して、定量的な情報と定性的な情報の双方を考慮していることがより明確になるような表現にすべきであると考え
- る。
- (23) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示および開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）についての設例 8 の修正案について、分解の要件が IFRS 第 18 号に従っていることを明確にすべきと考える。
- (24) 設例 8 は、IFRS 会計基準による様々な特定の開示要求事項と、IAS 第 1 号及び IFRS 第 18 号における包括的な開示要求事項との間の明確ではない区分けについて検討を促す設例であるため、やや非現実的ではあるものの有用な設例であると考え。なお、設例 8 については、IFRS 第 18 号の適用（原則として 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される。）が関連するため、企業は必要な準備時間を確保できると考えられる。
- (25) 開示の定型化や開示情報の過剰な記載に関する懸念に対する対応として開示情報を提供する必要がないケースとして設例 2 を開発したことに加え、重要性の定義において重要な情報を隠蔽しないという点を強調することが重要であるため、この点を意識して公開草案の修正を検討することが考えられる。（IASB スタッフ）

（設例をグループ化した単一の文書として公表することについて（予備的提案 5））

- (26) 単一の文書の具体的な内容は不明であるが、単一の文書の中で設例が示されるのであれば、IFRS 会計基準に付属する設例と重複して示す必要はなく、単一の文書のみを公表すれば足りると考えられる。また、単一の文書の目的は利用者向けに特化したものであるべきであると理解しているが、公表した文書が多くの利用者に読まれるようにするために、単に文書を公開して利用者が自発的に読むことを期待するのではなく、その内容を周知させるためのコミュニケーション戦略を IASB が講じることが必要であると考え。（ASBJ）
- (27) （(26)の発言に関して）単一の文書の目的に関する理解は正しい。単一の文書にまとめておくことで、利用者がワンストップで情報を確認できる利点があり、教育的資料等過去に作成したその他の資料を追加することも可能である。（IASB スタッフ）

(28) 単一の文書は利害関係者にとって有益であるため、公表すべきである。

(経過措置及び発効日について)

(29) IFRS 会計基準を公表するのではなく、同基準に付属する設例の公表であるため発効日を定めることはできないと考えるが、実務の変更を伴う以上、定型的な開示になることを回避するために、相応の準備の時間が必要である。「十分な時間」(sufficient time) については、「3 か月から 6 か月」等とより具体的に定めるべきであると考え

る。

(30) 設例は IFRS 会計基準と異なり強制力を伴うものではないため、経過措置や発効日を定める必要はないと考える。ただし、適用時期に関する監査人との実際の議論に関する利害関係者の懸念に対応するため、これらを定めることには反対しない。また、企業によっては実務の変更が必要になることから、その準備のための十分な時間を確保するために設例の公表を延期すること考えられ、法域の立場からは 1 四半期分又は 2 四半期分公表を延期することには異論はない。

(31) ((30)の発言に関して) 報告企業の大多数が年末に報告をしていることは理解しているが、すべての企業が年末に向けて調整をしているわけではないため、設例の公表を延期することが一部の関係者にとっては有益であるとしても、全ての関係者にとって有益になるとは限らない。そのため、単に公表を延期するのではなく、設例の内容を早期に把握させた上で十分な時間を確保する手段を講じるべきであると考え

(IASB Barckow 議長)

(プロジェクト目的の維持及び追加的な設例は開発しないことについて(予備的提案 3))

(32) 設例 5 を削除したとしても、気候関連以外の他の分野にも類推して適用できる可能性はあるが、平均的な作成者が他の分野にも類推して適用する意思と能力があるか等実務面に懸念があるため、追加の設例を検討すべきとも考えられる。

(33) 設例 5 の削除という IASB スタッフの提案は理解するが、気候関連リスクだけに焦点を当てない設例とすることが有益であると考え

る。

(34) 設例 5 の削除により気候関連以外の設例がなくなることになるが、プロジェクトの遅延を回避する観点から新たな設例を開発しないとする IASB の方針は理解できる。

(35) 設例 5 が除外されたことは、本プロジェクトが一般原則としての不確実性に焦点を当ててではなく、気候関連の事柄に焦点を当てているという印象を与えることにな

る。しかし、気候関連以外にも不確実性は多く存在するため懸念は残る。

(36) 地域のメンバーの中には気候関連以外の不確実性に関する設例が不十分であることを懸念しており、設例 5 に代わる別の設例の追加や教育的資料の充実等を提案するものもいる。

(37) 設例 5 について、少し時間をかけた修正を検討すべきであると考え。仮に削除する場合には、気候関連以外の設例がなくなるため、プロジェクトの名前を修正すべきと考える。

(38) 気候関連以外の唯一の設例であった設例 5 の削除が提案されたことにより、気候関連以外の設例を考慮するというフィードバックが無視されたことについて地域の一部では、懸念が示されている。

(39) (フィードバックが無視されたという(38)の発言に対する発言) IASB は、フィードバックを検討した上で、結果的に異なる結論に至ることはあるが、フィードバックを無視することはない。(IASB Barckow 議長)

(40) 設例 5 は唯一の気候関連以外の例であるため、その削除について賛否両論あったが、事実パターンの非現実性や設例 5 の目的の一つである IAS 第 1 号 31 項の適用方法の伝達が設例 1 及び設例 2 を通じて既に果たされていることを考慮して削除することを提案した。プロジェクトの名称については、設例 5 を削除した場合には気候関連以外の不確実性に関する設例がなくなるためよりよい他の名称があるとも考えられる。(IASB スタッフ)

(つながりのある財務報告を促進するための追加的な作業に関して (予備的提案 4))

(41) 第 4 次アジェンダ協議においてフィードバックを求めるとする予備的提案に賛成する。

(42) 地域のメンバーの中には、IASB が第 4 次アジェンダ協議の一環として、つながりのある財務報告を促進するための追加作業の優先順位についてフィードバックを求めるというスタッフの提案を強く支持するものもいる。

(その他の発言)

(43) プロジェクトの方向性が、単に開示の増加を招くのか、それとも設例が重要な事項を明確にし、開示すべき場所を特定することで情報過多を回避できる余地があるか否かが重要であると考え。より焦点を絞った開示が必要であり、単に開示の増加を招く

場合には、実際には重要な情報を漏らしてしまうリスクがあると考える。

(44) IASB のデュー・プロセスには問題はないと考える。法域によっては IFRS 会計基準について基準設定主体の審議会での投票が求められている場合もあり、今回のように会計基準の変更を伴わないときには投票の対象が存在しないこととなるため、当該法域のデュー・プロセスとの関係で問題が生じるケースがある。

(45) 本プロジェクトに限ったことではないが、第4次アジェンダ協議とその決定に関し、必ずしも会計基準の設定を必要とせず、教育的資料や具体的な設例等の他のアプローチが有効な場合もあるが、教育的資料や具体的な設例等によること自体に課題が存在することもあるため、今後の ASAF 会議でも議論いただきたい。(IASB スタッフ)

(46) (上記(45)の発言に関して)説明用の設例が単独で公表されるのは本プロジェクトが初めてであるが、過去の年次改善で説明用の設例が公表されたこともあるため、説明用の設例を単独で公表することは新しいアプローチとは考えていない。

以 上